

京都市土木事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年9月25日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 39 号

京都市土木事務所規則の一部を改正する規則

京都市土木事務所規則の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「次長」の右に「，担当課長」を加える。

第4条第3項中「担当課長補佐」を「担当課長，担当課長補佐」に改める。

第5条に次のただし書を加える。

ただし，担当課長が置かれている場合は，主管事務につき，担当課長がその職務を代理し，担当課長に事故があるときは，主管事務につき，所長補佐，担当課長補佐，係長又は担当係長がその職務を代理する。

第7条中「建設局長は」の右に「，担当課長」を加える。

附 則

この規則は，平成25年9月26日から施行する。

(行財政局人事部人事課)